については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヒシクイ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。カモシカについては、計画路線は生息環境の一部を通過するものの、同様の生息環境が周辺に広く分布していることなどから、影響は極めて小さいとされている。ヒシクイ、オジロワシ、オオタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されていないことなどから影響は極めて小さいとされている。クマタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は、モニタリング調査を実施し、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、ミチノクサイシン、ミズマツバ及びミズオオバコ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、このうち７箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る３箇所についても山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについて、福宮インターチェンジ（仮称）から升形インターチェンジ（仮称）までの区間においては北側案及び南側案（申請案）の２案、升形インターチェンジ（仮称）から津谷インターチェンジ（仮称）までの区間においては北側案（申請案）及び南側案の２案、津谷インターチェンジ（仮称）から古口交差点（仮称）までの区間においては北側案及び南側案（申請案）の２案による検討がそれぞれ行われている。各区間において両案を比較すると、いずれの申請案も、トンネル及び橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間においても申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、線形不良区間が存在するほか、自然災害等による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、新庄市長を会長とする国道47号・新庄酒田地域高規格道路整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県最上郡戸沢村役場

○海上保安庁告示第三十七号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日　　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型飛行機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一〇、〇〇〇kg以下のもの）の項中

ＭＡ　860	ビーチクラフト式Ｂ200Ｔ	ＪＡ　8860	を削り、
ＭＡ　726	同	ＪＡ　726Ａ	を
ＭＡ　726	同	ＪＡ　726Ａ	に改める。
ＭＡ　727	同	ＪＡ　727Ｂ	

附　則

この告示は平成二十六年三月十九日から施行する。

○東北地方整備局告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十三日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十三日　　東北地方整備局長　小池　剛

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
陸前高田市竹駒町字相川二〇七番一から同市米崎町字高畑一まで	一三・〇〇～九七・五〇メートル	四・八キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年三月十三日